

障害者自立支援法

平成18年10月
施行分について

この制度は、今年4月1日から段階的に施行されています（平成18年2月25日、3月25日発行の市広報参考）。今回は、10月施行分の一部についてお知らせします。

「障害者自立支援法」は、自立支援の観点から、これまで障害種別（身体・知的・精神障害）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するものです。

地域生活支援事業が 始まります

障害者の方が自立した日常生活を営むことができるよ

う、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施します。

なお、利用者負担は、各事業の実施主体で定められます。

■事業内容

| | |
|-----|---|
| 【市】 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護等） コミュニケーション支援（手話通訳派遣等） 日常生活用具給付等 移動支援事業 地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等） その他の日常生活または社会生活支援 |
|-----|---|

支 援

| | |
|-----|---|
| 【県】 | <ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い相談支援 広域的な対応が必要な事業 人材育成等 |
|-----|---|

補装具と日常生活用具 の制度が変更されます

これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である「補装具費」と、地域生活支援事業による「日常生活用具給付」にそれぞれ再編されます。

●補装具および日常生活用具の種目が一部変更

補装具（車いす、装具、補聴器等）、日常生活用具（特殊ベッド、住宅改修等）の種目の一部が下記のとおり、変更、または廃止されます。

●補装具の利用者負担と支給のしくみ

補装具の利用者負担は、今までの所得に応じた応能負担から、定率1割負担になります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

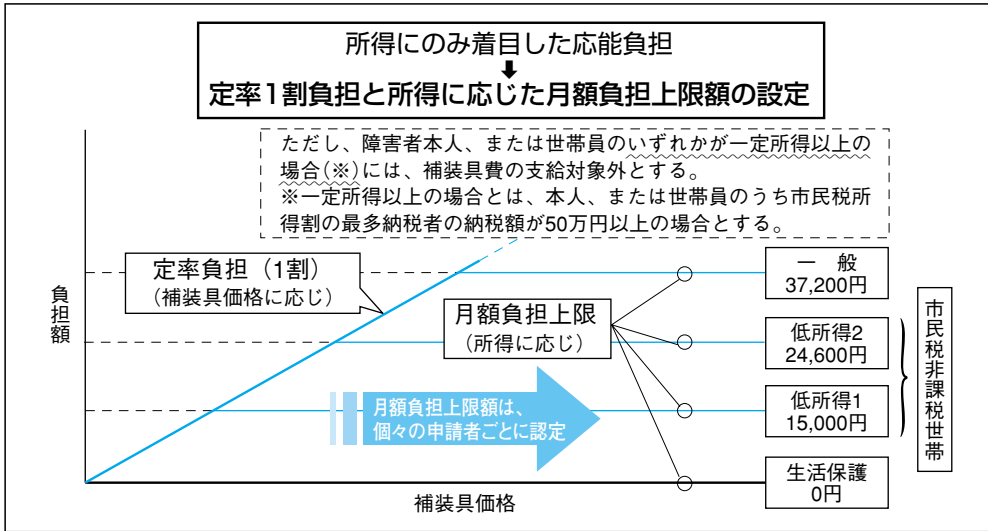
■補装具・日常生活用具とは

| 補 装 具 | 日常生活用具 |
|---|--|
| <p>次の3つの要件をすべて満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体に欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの ②身体に装着（装用）して日常生活、または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ③給付に際して専門的な知見（医師の判定書、または意見書）を要するもの | <p>次の3つの要件をすべて満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの |

■種目の一部変更

| 補 装 具 | 日常生活用具 |
|----------------|--------------|
| 点字器 | 重度障害者用意思伝達装置 |
| 頭部保護帽 | 補装具へ移行 |
| 人工喉頭 | 廃 止 |
| 歩行補助つえ（1本つえのみ） | |
| 収尿器 | |
| ストマ用装具 | |
| 色めがね | 廃 止 |

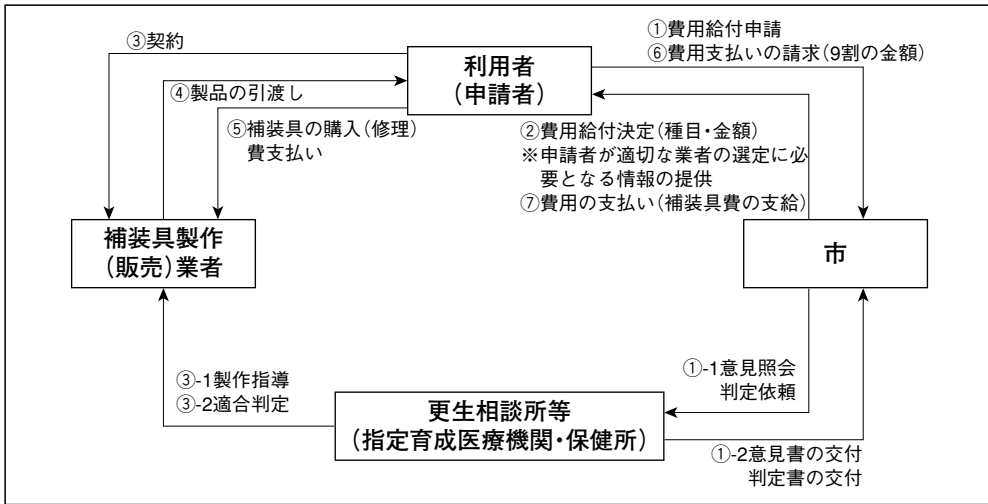
■補装具費の利用者負担のしくみ



また補装具の支給は、これまでの補装具の現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わります。
※一時的に金額自己負担額が大きくなるときは、市から

業者に9割の金額を支払う「代理受領」の利用も可能です。
なお、日常生活用具給付については、市広報で追ってお知らせする予定です。

■補装具費の支給のしくみ（償還払い）



◆詳細については、問い合わせください。

《問合せ》社会福祉課障害福祉係
☎24-7033
Fax 24-4516または各総合支所健康福祉課

視覚障害者歩行訓練 希望者の募集

在宅の視覚障害者で、近隣の生活範囲や通勤先などで、日常生活に応じた歩行訓練を希望する方を募集します。

▽対象者 在宅の視覚障害者で、原則、白杖を使った基礎的な歩行ができる方

▽内容 歩行訓練士が、受講者の生活範囲や通勤先を訪問し、日常生活に合わせて白杖を使った歩行訓練を行います。

▽訓練時間 1回当たり約3時間の訓練(10回限度)

▽費用 1時間当たり2,500円(歩行訓練士の交通費等は兵庫県が負担)

※次に該当する方は、費用免除があります。
・生活保護世帯→全額免除
・市県民税が非課税もしくは均等割のみの方→半額免除

▽申請書類
①訪問型歩行訓練事業受講申込書(社会福祉課、各総合支所健康福祉課に置いてあります)
②平成18年度所得課税証明書(税務課窓口で発行)

③生活保護受給証明書(生活保護世帯のみ必要)
④身体障害者手帳の写し
▽提出期限 12月15日(金)
▽その他
・募集定員を超える場合は、必要性が高い方を優先し、選考します。
・受講希望時期が集中した場合は、希望時期に受講できない場合があります。

《申請・問合せ》財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内
☎078-2222-5556
Fax 078-2222-5564

『精神障害者保健福祉相談会』の開催について

市では、今年10月から、兵庫県精神障害者相談員による精神障害者保健福祉相談会を各地域で開催します。
なお、相談日時や会場については、毎月10日発行の市広報でお知らせします。どうぞ、お気軽に相談してください。

《問合せ》社会福祉課障害福祉係
☎24-7033